



事業完了時監査 説明会

2024年1月26日（金）10時



JANPIA

一般財団法人 日本民間公益活動連携機構

本日のアジェンダ

1. 休眠預金活用等事業の監査の趣旨
2. 資金分配団体が受ける監査
3. 資金分配団体が実行団体に行う監査
4. 監査のポイント
5. 不動産購入事案の取り扱い
6. 質疑応答

大川事務局長より



1. 休眠預金活用等事業の監査の趣旨

1. 休眠預金活用等事業の監査の趣旨

監査を通じて、休眠預金活用事業全般の事業運営における仕組みやプロセスを総括的に振り返り、PDCAサイクルを回し、休眠預金活用事業全体の質的な向上を目指します！

◆事業運営全般を俯瞰的に確認し、成果、課題、気づき等を共に振り返る場とする

- ・ 実行団体・資金分配団体は、今後の組織および事業の運営面での質的向上に役立てていただく。
- ・ JANPIAは、休眠預金事業の業務改善に役立ていくことを目指します。

※事業の成果は「評価」の実施により確認します。

◆ガバナンス・コンプライアンス体制等（主に規程類整備・支援等）の確認を行う

- ・ 実行団体・資金分配団体は、今後のガバナンス・コンプライアンス体制の強化に役立ていただく。
- ・ 資金分配団体は、実行団体のガバナンス・コンプライアンス体制の整備支援に役立てていただく。
- ・ JANPIAは、各団体における組織基盤強化に有効であったか検証し、次年度以降のガバナンス・コンプライアンス 整備の推進に向けた運用ルールの見直しなどの検討を行います。

◆資金分配団体における実行団体への事業運営に向けた監査的視点での確認を行う

- ・ 資金分配団体は実行団体に対して必要かつ適切な形で事業運営が行われてきたかを確認し、休眠預金事業の担い手による事業運営への信頼性向上に努めます。

◆資金分配団体が実行団体へ行われた監査の状況等も確認し、今後の事業に活かしていく。

資料：事業完了報告書を受けての「監査」の実施について

監査を通じて、休眠預金活用事業全般の事業運営における仕組みやプロセスを総括的に振り返り、PDCAサイクルを回し、休眠預金活用事業全体の質的な向上を目指します！



【事前監査】・・・書類を中心に実施

- 事業完了報告書の確認
- 提出済みの収支管理簿や各種報告書*の確認
※事業計画書、資金計画書、公募結果報告書、評価計画書、評価報告書、進捗報告書、精算報告等
- 担当POから連携状況等の確認
- 「資金提供契約書チェックリスト」による確認

【本監査】・・・ヒアリング等を中心に実施

- 事業完了報告書への記載事項に関する質疑応答
- 事業実施期間を通じての確認事項(JANPIAにおける事前監査で確認事項として整理をした事項)についての質疑応答・意見交換等
※ 必要に応じて会計帳簿および証拠書類の確認を行います。
※ 財産の処分制限の対象財産(主に不動産)の管理状況の確認も行います。
※ 原則は事務所訪問、状況によりオンラインでの実施となります。

事業完了後の監査以外に、事業期間を通じてJANPIAの監査担当が、定期的に担当POへの確認や資金分配団体への「検査」を行うことがあります。
(通常枠資金提供契約書第23条、緊急枠資金提供契約書第22条)

- ※ 監査は資金提供契約書の条文中に則って行うものです。実行団体の監査は客観性の確保の観点から担当PO以外が行います。(JANPIAも同様)
- ※ 事業完了後の監査とは別に、会計監査は自団体での内部監査または外部監査を実施いただく必要があります。
- ※ 資金分配団体が実行団体へ行う監査は、本方針を参考として実施をいただくこととなります。



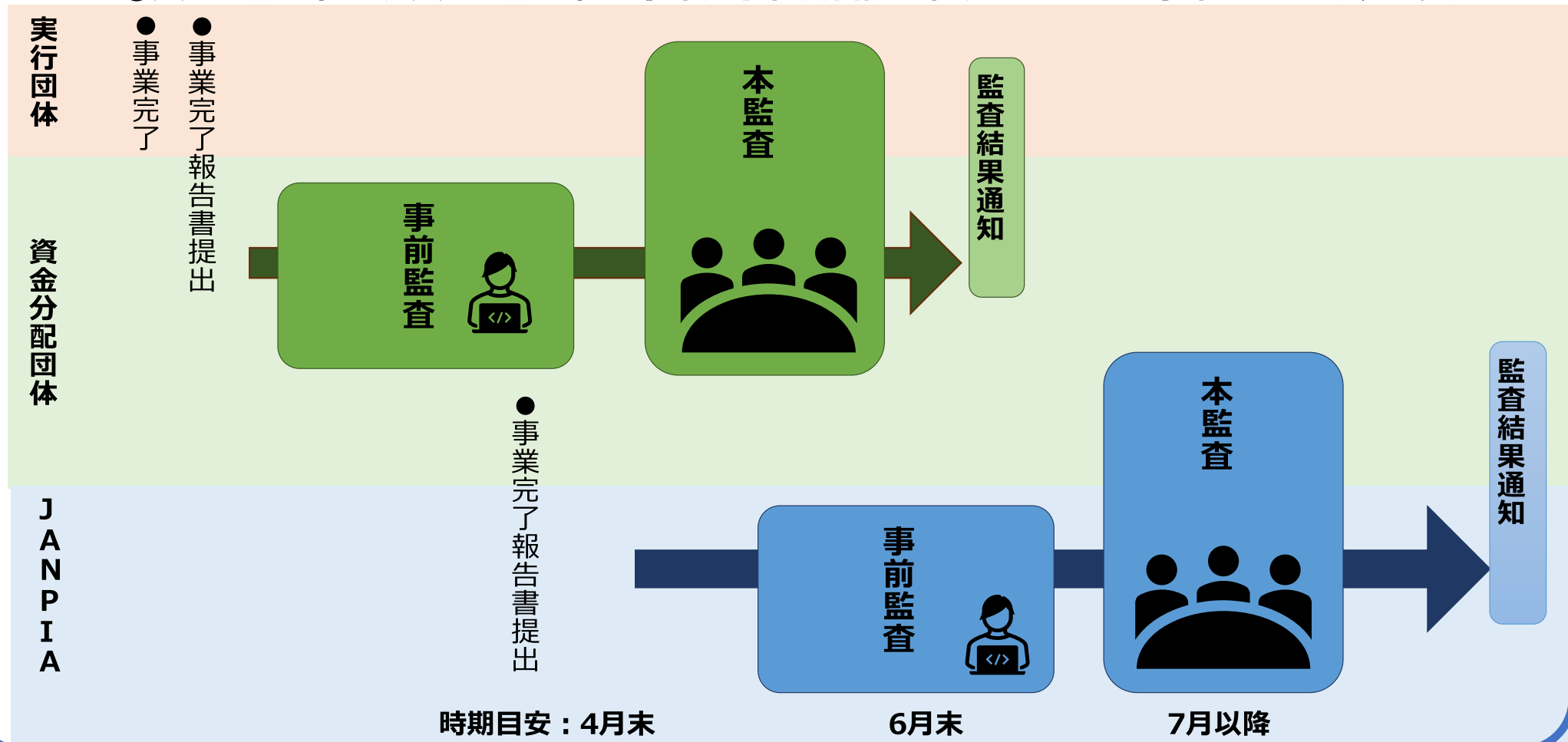
2. 資金分配団体が受ける監査

<24年度監査対象事業>

2020年度通常枠（3年事業） 2021年度事業（2年事業） 2022年度緊急枠事業（1年事業）

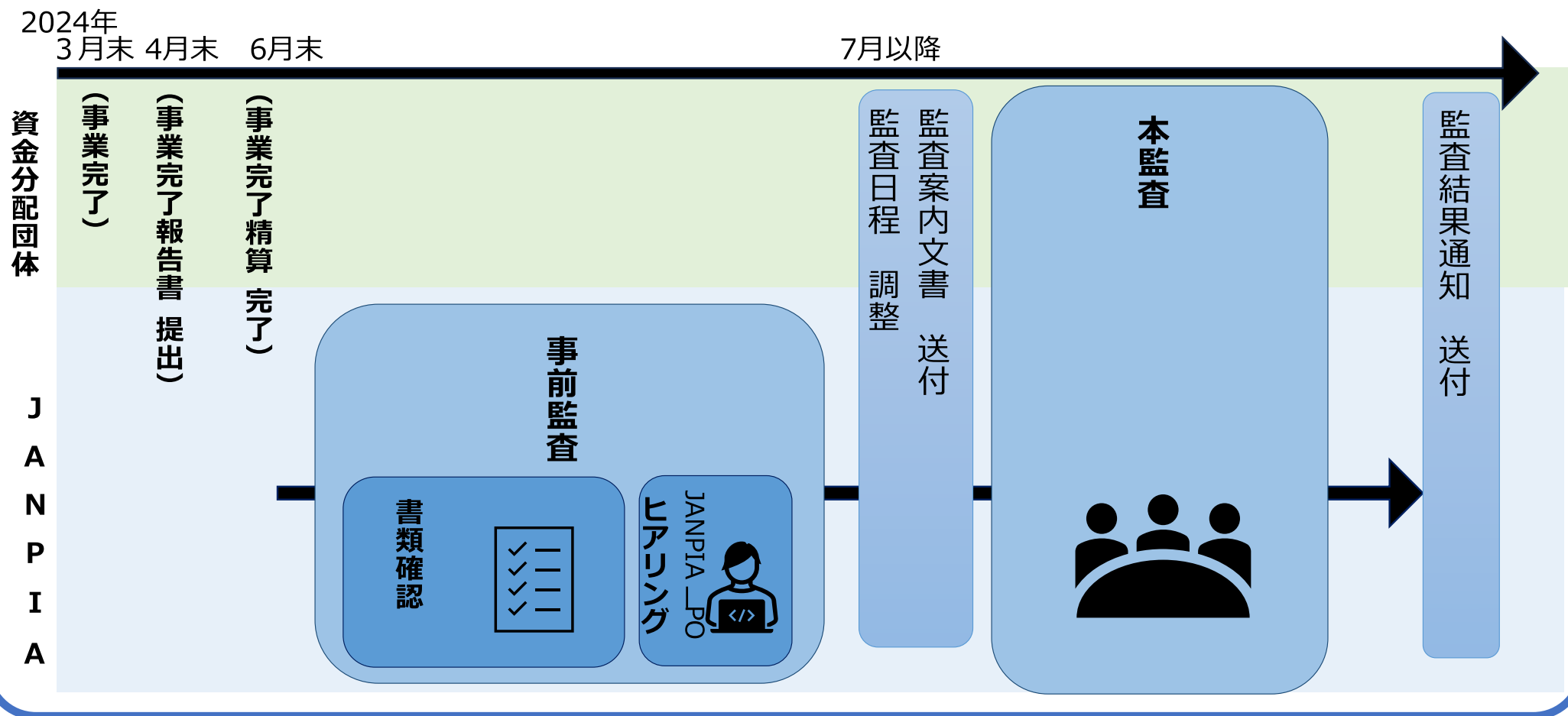
2. 監査概要：流れ

- ①資金分配団体は、実行団体の事業完了報告書受領後、実行団体の事業監査を行います
- ②資金分配団体は、資金分配団体の事業完了報告書提出後、JANPIAの事業監査を受けます。



2. 資金分配団体が受ける監査：大まかな流れ

資金分配団体は、資金分配団体の事業完了報告書提出後、JANPIAの事業監査を受けます。



2. 資金分配団体が受ける監査：事前監査

◆書類の確認

✓ 事業完了報告書の確認

✓ 提出済みの収支管理簿や各種報告書の確認

※事業計画書、資金計画書、公募結果報告書、
評価計画書、評価報告書、
進捗報告書、精算報告等、その他団体WEBページ等

資金提供契約に基づき事業運営が実施されきたか確認

資金提供契約は、資金分配団体・実行団体の事業が適正に実施されることを目的として、甲と乙の間で締結するものである。

（資金提供契約 第11条） 本総事業費の使用について、内部監査又は外部監査の実施等により、効率性の観点から適時かつ適切に精査

◆JANPIA一事業担当POヒアリング

✓ 確認を要すると判断をした事項、連携状況等

◆資金分配団体へ監査案内文書送付

2. 資金分配団体が受ける監査：本監査

◆本監査

- 場所：資金分配団体の事務所訪問
- 時間：1事業90分程度
- 対応者：事業責任者および事業担当PO
- 監査者：JANPIA監査チーム
- 内容：事前監査およびJANPIA－POヒアリングで確認した事項で
さらなる確認を要すると判断をした事項等について、質疑応答・意見交換等を行い
今後の事業に活かしてもらうための振り返る。



◆結果：監査結果通知文書として送付

3. 資金分配団体が実行団体に行う監査

3：資金分配団体が実行団体に行う監査

◆実施時期

事業完了報告書を受領後に実施すること

(JANPIA→資金分配団体の監査実施前)

◆実施体制

事業担当PO以外が実施すること

(客観性の確保＋組織として休眠預金事業を振り返る機会)

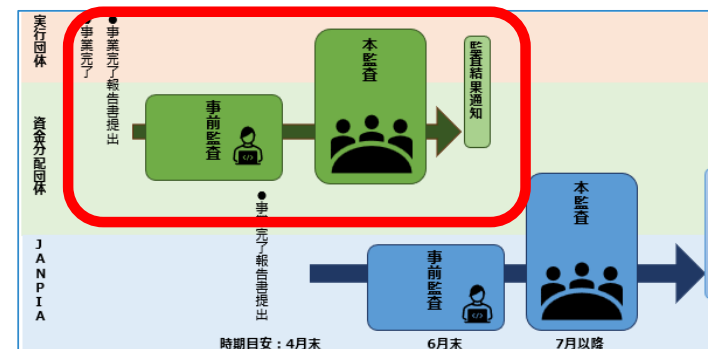
今年度（23年度）の資金分配団体例：

- ・コンプライアンス室職員、事務局次長、常任理事等が対応
- ・事業面は審査委員が一部確認し、会計面は会計事務所に委託
- * 事業実施中の懸念事項等は事前に担当POが適宜準備・共有されている。
- * 必要に応じて外部の専門家による第三者監査を行う。

◆実施方法

対面（現地訪問）が望ましい（実効性の視点）

- * 現地訪問することにより事業実施の環境を理解
- * 事業終了に伴い、財産の現物の管理・使用状況等は必ず行うこと



3：資金分配団体が実行団体に行う監査

◆実施内容

資金提供契約に基づき事業運営が実

ご参考資料

- ✓ チェックリスト（実行団体）
- ✓ チェックリスト（資金分配団体）
- ✓ 監査の案内 資料

◆実施結果

監査結果を実行団体にご共有するこ

*JANPIAは監査時に内容等をヒア

● 2020年度資金分配団体向け情報 ●

【参考】資金提供契約書（通常枠 実行団体）チェックリスト						
	資金提供契約書	契約見出し	契約事項	内容		
1	ガバナンス・コンプライアンス	第14条1項1号	ガバナンス・コンプライアンス	責任者の設置	・ガバナンス・コンプライアンス体制の整備及び強化に関する責任者を設置しているか。	□
2		第14条1項2号3号	ガバナンス・コンプライアンス	諸規程の整備	・組織運営に必要な諸規程として、資金分配団体が指定する諸規程が備えられているか。 ・上記の外、不正行為等、利益相反行為防止のため規程を整備しているか。 ・未整備の規程を整備するための対応を行っているか。	□
3		第14条3項	ガバナンス・コンプライアンス	諸規程の公開	・ガバナンス・コンプライアンス体制に関する規程を実行団体のWEBサイト等で公開しているか。 ・変更があった場合、資金分配団体へ報告しているか。	□
4		第14条4項5項	ガバナンス・コンプライアンス	内部通報制度の整備	・消費者庁のガイドラインを踏まえ内部通報制度の整備、運用に努めているか。 ・JANPIAが設置する内部通報制度について役職員に周知し、役職員保護のために必要な規程を備えているか。	□
5		第15条1項	不正行為等への対応		・内部通報制度により不正行為等を認識した場合、資金分配団体に報告し必要な措置を講じているか。	□
6		第28条	反社会的勢力の排除		・反社会的勢力に該当していないことを確認しているか。（例えば、資金分配団体へ役員名簿の提出を行っていることもその一環です。）	□
7		第25条	通知		・登記事項等に変更が生じた場合には、助成システム（ただし第3号及び第4号は郵送）で変更申請を行っているか。 ・「助成システムの利用を踏まえた変更申請等の対応について」（2023.3.31）に基づいて、変更通知書、履歴事項全部証明書、印鑑証明書、役員名簿等を提出しているか。	□
8	情報公開	第7条2項	助成の対象	人件費水準の開示	・経費に人件費が含まれる場合、当該人件費の水準等を実行団体のWEBサイト等で広く一般に公開を行っているか。	□
9	会計	第11条1項	会計	区分経費	・区分経理を実施しているか。 ・本事業の会計帳簿を備えているか。	□
10		第11条2項3項4項	会計	口座管理	・本総事業費の管理は指定口座においてのみ行っているか。 ・原則として振込により支出しているか。 ・本事業により得た利益は、自己資金に充当し指定口座で管理しているか。 ・運用は行っていないか。	□
11		第7条	助成の対象	助成の対象	・資金分配団体が経済合理性があると認めたものに限り、本助成金を充当しているか。 （特に、高額物品、事業終了時間限の支出、業務委託費等）	□
12		第8条	管理的経費	管理的経費	・管理的経費は資金計画書に記載されているものに限っているか。	□

4. 監査のポイント

～①資金分配団体が実行団体に行う監査～

4：監査のポイント ①資金分配団体が実行団体に行う監査

◆ガバナンス・コンプライアンス体制の整備・公表

- ✓ 規程類が一部未公開である団体も多くある（事業完了報告書「公開済み」→団体HP公開状況「見当たらない」）。事業完了報告書受領時、監査時にも今一度ご確認ください。
- ✓ 整備・公開が出来ていない団体は、ガバコン支援のプロセス、公開できていない要因、課題、要望等を明らかにしていくことが大切。

◆経費 「原資が国民の資産である休眠預金事業：透明性・説明責任」

- ✓ 本事業の収支状況等を適時かつ正確に記録しているか（第三者が見てわかりやすいものになっているか）。
- ✓ 経済合理性があるものに限り充当しているか。（特に、高額物品、事業終了時間際の支出、業務委託費等など、資金分配団体への確認・承認を得て支出等がなされてきたか、支払先は妥当か、成果物はあがってきているか）
- ✓ （複数の休眠預金事業を実施している団体）人件費、事業費、管理的経費等の按分経費等が適切か。
- ✓ 人件費水準の公表
- ✓ 本総事業費の使用について、内部監査又は外部監査の実施等の確認および指摘事項や気づき等。

4：監査のポイント①資金分配団体が実行団体に行う監査

◆資金分配団体の伴走支援

- ✓ 実行団体はPOと定期的な協議が十分になされていたか。
- ✓ 期待する伴走支援を受けられていたか（実行団体が伴走支援をどのように受け止めていたか）

◆広報：シンボルマークの活用

- ✓ 実行団体のホームページ・広報物、財産等の貼付等、シンボルマークの表示
- * シンボルマークの表示により、休眠預金事業資金の活用状況の可視化、透明性の確保、その実績を国民に周知する。（資金提供契約）

シンボルマークは、屋内・屋外用シール、看板、他様々な用途に対応品を準備しています。お問合せは広報部まで！



◆評価（通常枠のみ）

- ✓ 事業終了時の気づき等の確認（評価全体、実施のプロセス、専門家の活用、課題、評価を実施した成果等）。
- * 事業の成果は「評価」の実施により確認を行います。

4：監査のポイント①資金分配団体が実行団体に行う監査

◆事業終了後の保管等

- ✓ 会計帳簿その他本事業に関係する書類、データを助成期間中及び事業終了後5年間、保管しているか。
- ✓ 取得した財産の管理状況と財産処分制限についての確認。

◆コンソーシアム団体

- ✓ コンソーシアム団体との事業実施状況等について、幹事団体だけでなく構成団体にもご確認いただくことが大切であると考えます。

◆全体

- ✓ 事業を実施された上で、休眠預金活用事業について気づき等

4. 監査のポイント ～②資金分配団体が受ける監査～

4：監査のポイント ②資金分配団体が受ける監査

資金分配団体に期待される役割が担われたか。

(基本方針・資金提供契約) 資金分配団体の期待される役割 (抜粋)
地域・分野等ごとの実情と課題を俯瞰的かつ具体的に把握・分析し、案件の発掘・形成を積極的に行い、社会の諸課題の効果的・効率的な解決に向け、「包括的な支援プログラム」を企画・設計し、実行団体を公募により選定し、資金支援及び非資金的支援を必要に応じ伴走型で提供する。また、民間公益活動が適切かつ確実に遂行されるよう、実行団体に対する必要かつ適切な監督を行うこと等。

資金分配団体としてのプラスの確認

◆ガバナンス・コンプライアンス体制：整備・公表、実行団体への支援

- ✓ 資金分配団体の規程類、および実行団体の規程類の整備・公表状況。
- ✓ 資金分配団体の実行団体へのガバコン支援の内容や気づき等。

◆経費 「原資が国民の資産である休眠預金事業：透明性・説明責任」

- ✓ 資金分配団体として、実行団体の実行団体の支出・精算、精算完了までの手続き等をどのように支援・監督されていたか。

4：監査のポイント②資金分配団体が受ける監査

◆実行団体の公募選定

- ✓ 事業終了時における公募選定の振り返りでの課題・気づき等の確認。（案件形成、申請団体の掘り起こし、選定プロセス、選定結果の妥当性等）明らかにしていくことが大切
- ✓ 民間公益活動の自立した担い手の育成及という視点における「非選定団体へ理由、改善すべき点を示しているか」

◆JANPIAの伴走支援

- ✓ 実行団体はPOと定期的な協議が十分になされていたか。
- ✓ 期待する伴走支援を受けられていたか（実行団体が伴走支援をどのように受け止めていたか）

◆評価（通常枠のみ）

- ✓ 資金分配団体の評価の実施に加えて、実行団体が評価を実施できるように伴走支援できたか。

◆実行団体の監査

- ✓ 監査確認内容だけでなく、監査を行ってみたいの気づきや意見等もご共有ください。

参考：監査を行ってみたいの気づき



ガバコンについて

- 信頼性の構築につながり、行政等からの受託事業、助成金等の獲得につながった
- 組織の運用等が文書化されたことで、代表等以外のメンバーに組織運営の確認を行う機会形成につながり、民主的な意思決定のプロセスの意義とシステムの重要性を理解が促された。
- 作成支援する時には弁護士等に相談しながら作成した
- 団体の状況に合わせた支援を行い、最終的に公開できるように支援した。
- 運用には課題が残っている。



資金について

- 収支管理簿の月次確認、四半期確認等を確実に実施した。（▶精算完了も遅延なく完了できる団体が多い）
- POだけではなく、会計の専門家に一部外部委託し進めることで業務分担ができ効率的になった。
- 団体で経理面で弱い団体には、資金分配団体の伴走支援に加え会計専門家支援、プロボノ支援等を初期から進めてきた。
- オンラインでの説明だけでなく、実行団体の事務所に訪問して支援・指導することで、より双方にとって理解促進につながった支援が出来た。その後の事業実施においても効果的な助言ができるようになった。
- 実行団体のコンサル等への業務委託費について、実行団体からの口頭での確認だけでなく、月次報告や成果物なども確認することが重要である。



シンボルマーク

- シンボルマークは、ホームページの浅い階層への掲載を促している。休眠預金事業のシンボルマークを表示することは契約事項としてだけでなく、信頼度が上がるなどメリットがあることも伝えてきた。

参考：資金分配団体に行った監査でのコメント



伴走支援

- ・（実行団体より）PO制度は高評価であった。仕組みに不慣れな団体にとって、資金分配団体のPOは事業の方向性や助言はもちろん、団体内の相談もできる心強い存在だった。
- ・（資金分配団体より）契約により月次ミーティングが定められていることでミーティングが必ず実施できた。実行団体はミーティングで進捗状況等を必ず報告し、言語化していくことで、課題や気づきが明らかにされてきた。伴走支援も実行団体に必要な内容を実施することができた。
- ・（資金分配団体より）事業を俯瞰してみても意見交換できるJ-POに有難かった。月次MTGは日々の進捗や確認業務に追われるため、事業目標や中長期目標等も（評価のタイミングだけでなく）日頃から話し合う機会を設けると良かったと感じる。
- ・ PO研修は、PO経験年数やレベル等の参加の検討をいただきたい。



評価

- ・ 評価があることで、目のまへの事業実施だけでなく、実行団体と共通の目標をもって事業を進めることができた。
- ・ アウトプットで今まで事業を実施してきたが、アウトカム概念で考えられるように、組織全体が変化した。
- ・ 少人数で運営されている実行団体にとっては、評価で求められている内容の負荷が大きいと感じる。

5. 不動産購入事案の取り扱い

5：不動産購入事案の取り扱い *該当事業のみ

JANPIA
における
管理

事業完了時（監査）の確認

<実行団体の監査>

- ・事業完了報告書での不動産の活用状況の確認
- ・事業完了時監査時に不動産の管理状況及び助成期間終了後の使用目的等を確認
- ・使用目的に疑義がある場合は、JANPIAと協議

<資金分配団体の監査>

- ・JANPIAは資金分配団体の監査時に、不動産の使用状況について確認

事業完了時監査後の管理（毎年度末の確認）

- ・不動産の使用状況の確認およびJANPIAへ報告（JANPIAにて報告様式検討中）
- ・不動産を処分する場合、資金分配団体はJANPIAと協議の上、事前に書面承諾必要

財産処分制限期間 （事業終了後10年、または減価償却資産の耐用年数）

参考：不動産購入取り扱い文書



6 : 質疑応答

質疑応答



ありがとうございました。
引き続き、どうぞ宜しくお願い申し上げます。

JANPIA監査チーム

